

障がいのある方などが対象 各種手当の所得状況届は期間内に!

各手当とも支給制限や所得制限がありますので、詳しくは、各担当までお問い合わせください。

提出期間 8月9日(金) から9月11日(水)まで ※平日午前8時30分から午後5時15分まで受付

特別障害者手当・障害児福祉手当

障がいの程度が著しく重度の状態にあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の障がい者(児)の方に支給されます。

現在、手当を受給されている方には、今月、市から関係書類を送付しますので、必要事項をご記入のうえ、介護福祉課にご持参ください。

持参物

所得状況届、現況報告書、マイナンバー確認書類、令和5年分の年金額が証明できるもの(公的年金受給者のみ)

※所得状況届と現況報告書は今月初旬送付予定です。

届出・問 市介護福祉課 地域共生社会推進室
障がい福祉担当(市役所1階⑨番窓口)
☎32・2279/FAX35・0272
✉s-kaigo@city.komatsushima.
i-tokushima.jp

特別児童扶養手当

精神や身体に常に介護を必要とする程度の障がいがある20歳未満の児童を在宅で監護・養育する保護者などに支給されます。

ただし、児童福祉施設などに入所している児童や障がいのため公的年金を受給している児童は該当しません。

現在、手当を受給されている方は、所得状況届の提出が必要です。対象者には今月、案内通知を送付しますので、児童福祉課にご提出ください。

持参物

特別児童扶養手当証書、その他添付書類

届出・問 市児童福祉課(市役所1階⑩番窓口)
☎32・2114/FAX32・3738
✉jidoufukushi@city.komatsushima.
i-tokushima.jp

歯科健康診査のお知らせ



後期高齢者医療制度に加入されている節目の年齢の対象者の方に、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態などをチェックし、口腔機能の低下や肺炎などの疾病を予防するため、歯科健康診査を実施します。

対象者の方には、歯科健診受診券を7月下旬ごろにお送りしていますので、ぜひ受診しましょう。

- **対象者** 次のいずれかの方が対象です。
 - 昭和23年(1月1日~12月31日)生まれの方
 - 昭和22年(1月1日~12月31日)生まれの方
 - 昭和21年(1月1日~12月31日)生まれの方
 - 昭和18年(1月1日~12月31日)生まれの方
 - 昭和13年(1月1日~12月31日)生まれの方
 - 昭和8年(1月1日~12月31日)生まれの方
- ※長期入院患者や施設入所者の方は、すでに健康状態を把握され、医師などの指導を受けていると考えられることから、歯科健康診査の対象外としています。受診券が届く場合がありますが、健診はご遠慮ください。

- **健診項目** 問診、口腔内診査、口腔機能評価など
- **受診期限** 11月30日(土)まで(受診券が届いてから受診していただけます。)
- **受診費用** 無料
※ただし、その後の歯科治療については自己負担となります。
- **受診場所**
後期高齢者の歯科健診の実施協力歯科医院
※受診可能な歯科医院の一覧表は、受診券に同封しています。
- **受診方法**
事前に電話などで健診実施歯科医院に予約をしてください。受診の際は、後期高齢者医療被保険者証と歯科健診受診券をご持参ください。

問 ◎徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 ☎088・677・3666/FAX088・666・0105
◎市保険年金課 医療・年金担当(市役所1階④番窓口) ☎32・4120/FAX35・0173
✉hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp